確定申告書は早めに提出を

2月16日(木)～3月15日(木)

2月1日(木)～3月31日(土)は、青梅税務署の駐車場は使用できません。(身障者用車両を除く)

青梅税務署へお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

会場が混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがありますので、なるべく午後4時までにお越しください。また、長時間お待ちいただくことや、申告内容によっては、作成に相当の時間を要しますので、余裕を持ってお越しください。

平成29年分の所得税・復興特別所得税の確定申告書の提出・納税

期間　2月16日(金)～3月15日(木)　午前8時30分～午後5時

※相談は午前9時から

※土・日曜日を除く

会場　青梅税務署

※還付申告をする方は、2月15日以前でも確定申告書を提出することができます。

※復興特別所得税の計算・記載漏れにご注意ください。個人の方については、平成25年分から49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することになります。

※公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。(外国の年金がある方を除く)ただし、この場合でも、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

また、所得税および復興特別所得税の申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関する詳細は、市市民税課市民税係へお問い合わせください。

▽**29年分の贈与税の申告書の提出・納税**…2月1日(木)～3月15日(木)

▽**29年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書の提出・納税**…4月2日(月)まで

納期限までに納付しないと延滞税がかかる場合があります。期限内に納付できない場合は、電話☎22・3185(自動音声でご案内していますので、「2」を選択してください)で青梅税務署徴収部門へ早めにご相談ください。

申告書作成会場の開設

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書、贈与税の確定申告書の作成会場を開設します。

開設期間　2月16日(金)～3月15日(木)

※土・日曜日を除く

受付時間　午前8時30分～午後5時

※相談は午前9時から

会場　青梅税務署

※28年分の確定申告書を「税理士会による無料申告相談会場」、「市町村の相談会場」で提出した方には、29年分の確定申告等の用紙は送付されませんので、ご注意ください。

2月18日(日)、25日(日)は立川税務署でも受け付けます

受付時間　午前8時30分～午後5時

※相談は午前9時から

会場　立川税務署(立川市緑町4―2)

※国税の領収および納税証明書の発行は行っていません。

医療費控除を受けるための手続きが変わりました

29年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費の領収書の提出は不要となりますが、医療費の領収書はご自宅で5年間保管する必要があります。また、税務署から求められたときには、領収書を提示または提出しなければなりません。

なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略することができます。

この医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。医療費控除の改正に伴い、29年分の確定申告から、いわゆる「医療費の封筒」(医療費の明細書が印刷してある封筒)は、税務署や市の窓口に準備がありませんので、医療費控除の添付書類として領収書等を提出する場合には、必要に応じて封筒をご用意ください。

※29～31年分の確定申告については、28年分までと同様、医療費の領収書の添付または提示により代えることもできます。

税務署職員等による出張申告相談

青梅税務署職員および税理士による所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書等の作成のアドバイス、申告書等の提出の受け付けは、今年度から、青梅市役所の会場は廃止となりました。青梅税務署で申告・相談をお願いします。

問い合わせ

▽**確定申告に関すること**…青梅税務署☎22・3185(自動音声でご案内していますので、「2」を選択してください)

▽**住民税に関すること**…市市民税課市民税係

インターネットで申告・納税

e-Tax(国税電子申告・納税システム)

所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告はe-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用ください。

e-Taxは、自宅やオフィス等から、インターネットを利用して、申告、申請・届出・納税等ができる便利なシステムです。

e-Taxをご利用いただく前に

▽**マイナンバーカードの取得**…e-Taxで申告等データを送信する際には、事前にマイナンバーカードに標準搭載されている電子証明書が必要になります。マイナンバーカードの申請は、マイナンバー通知カードに同封されている個人番号カード交付申請書に顔写真を添付し、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で地方公共団体情報システム機構に郵送で申請してください。スマートフォンやパソコンなどからのオンライン申請も可能です。なお、マイナンバーカードは申請から受け取りまでに通常1か月程度の期間を要します。申請が集中した場合は、受け取りまでにさらに期間を要する可能性がありますので、早めに申請してください。

※住民基本台帳カードに搭載された電子証明書をお持ちの方は、その電子証明書の有効期限(発行日から3年)までは、利用可能です。ただし、住所や氏名等を変更した場合は、その時点で電子証明書が失効しますのでご注意ください。

※マイナンバーカードの申請について、詳しくは、個人番号カード総合サイトHP www.kojinbango-card.go.jp/をご覧ください。

▽**ICカードリーダライタの用意**…住民基本台帳カードと個人番号カードで、対応しているICカードリーダライタが異なります。あらかじめ、公的個人認証ポータルサイトHP www.jpki.go.jp/preparer/reader_writer.html で確認のうえ、家電量販店やインターネットの通信販売などでお求めください。

▽**e-Taxの初期登録**…国税庁ホームページHP www.nta.go.jp の「確定申告書作成コーナー」で、初期登録を含む一連の操作で確定申告書の作成から送信までを行うことができます。

e-Tax利用のメリット(所得税)

▽**添付書類の提出または提示の省略**…源泉徴収票の記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます。(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります)

▽**還付がスピーディー**…e-Taxで申告された還付申告は、早期処理(3週間程度に短縮)しています。

▽**受付時間(送信可能時間)**

○3月15日まで…24時間

※1月15日は午前8時30分から利用可

※月曜日　午前零時～8時30分のメンテナンス時間を除く

○3月16日以降…月曜日～金曜日　午前8時30分～翌日午前零時

※祝日を除く

※詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

e-Taxの操作について

問い合わせ　e-Tax・作成コーナーヘルプデスク☎0570・01・5901

※つながらない場合は☎03・5638・5171へお問い合わせください。

受付時間　月～金曜日　午前9時～午後5時

※祝日を除く

※3月15日までの月～金曜日、2月18日・25日、3月4日・11日の日曜日は、午前9時～午後8時まで

※マイナンバーカードの交付手続きについては市市民課へお問い合わせください。

申告書や青色申告書などを国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することで、所得税および復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税および地方消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

作成したデータは、プリントアウトして「書面」により提出することもできるほか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して提出することができます。

また、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙等は、国税庁ホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

にせ税理士およびにせ税理士法人にご注意ください

納税者からの依頼を受けて行う税務代理、税務書類の作成および税務相談などの税理士業務を行うことができるのは、法律で税理士、税理士法人等に限られています。税理士でないのに、税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、あとあとまで税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください。

税理士であるかどうかの確認については、税理士証票の提示を受けて確認するほか、日本税理士会連合会ホームページの税理士情報検索サイトで検索を行ったり、東京税理士会青梅支部へ問い合わせて確認することもできます。

問い合わせ　東京税理士会青梅支部☎23・2331